

# 中部国際空港の周辺海域における荒天時の錨泊自粛について

中部国際空港への走錨船の衝突を防ぐため、令和元年8月30日から、次のとおり、錨泊自粛海域を設定し運用しますので、ご協力をお願い致します。

## 1 対象期間

名古屋港海上交通センターでは、名古屋港高潮防波堤中央堤東端において、風速12m/s以上の風が継続している場合に「走錨注意情報」を提供しています。

走錨注意情報は、「なごやほあん」を通じて、VHF無線による放送が行われますので、その情報提供中は、次項に示す対象海域では、錨泊の自粛をお願い致します。

## 2 対象海域

### (1) 錨泊自粛海域① (空港1.5マイル～3マイル)

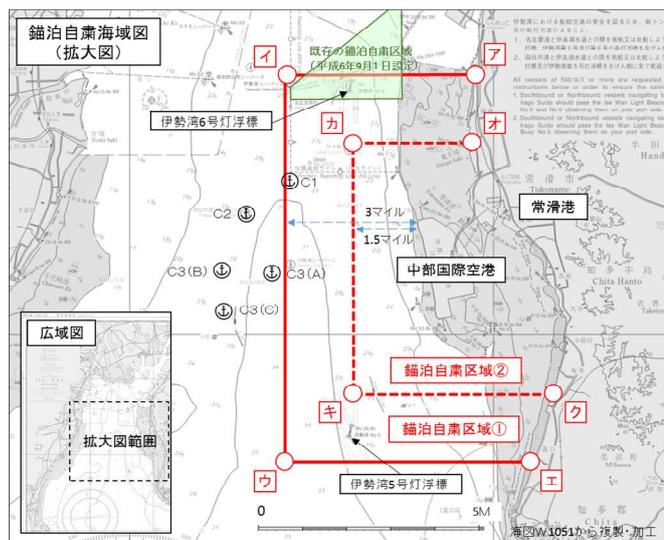
次の四点を順次結んだ線及び陸岸に囲まれた海域  
(錨泊自粛海域②を除く。)

ア点	34-55-54 N	136-49-27 E
イ点	34-55-54 N	136-44-16 E
ウ点	34-47-05 N	136-44-16 E
エ点	34-47-05 N	136-51-04 E

### (2) 錨泊自粛海域② (空港～1.5マイル)

次の四点を順次結んだ線及び陸岸に囲まれた海域

オ点	34-54-24 N	136-49-18 E
カ点	34-54-24 N	136-46-05 E
キ点	34-48-35 N	136-46-05 E
ク点	34-48-35 N	136-51-36 E



## 3 除外条件

錨泊自粛海域①では、次の条件を全て満たす船舶に限り、対象外（錨泊可）となります。但し、他の錨泊自粛海域と重なる海域では、錨泊の自粛をお願いします。

- ・錨鎖の伸出量が適切である。
- ・守錨直を配置し、船位確認及びVHF聴取を行っている。
- ・AIS（船舶自動識別装置）を適正に使用し、海上交通センターにおいて錨泊を確認できる。
- ・走錨した場合、直ちに揚錨し、機関を使用できる態勢にある。

## 4 情報提供

名古屋港海上交通センターでは、「走錨注意情報」提供中、錨泊自粛海域内の錨泊船に対して、AISメッセージによる情報提供を実施します。

また、錨泊自粛海域②内の錨泊船には、VHF無線電話等による情報提供も実施します。なお、情報提供の対象は、AIS（船舶自動識別装置）搭載船に限ります。

## 5 参考事項

この錨泊自粛は「伊勢湾・三河湾における台風避泊に関する調査研究特別専門委員会」（伊勢湾海難防止協会主催）の検討に基づくものです。

### お問合せ先

- ・ 錨泊自粛ルールに関するお問合せ  
第四管区海上保安本部 交通部 航行安全課 電話052-661-1611（代）
- ・ 走錨注意情報に関するお問合せ  
名古屋港海上交通センター 電話052-398-0712

